

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。
 本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について(最終改正:平成29年3月31日施行)。以下「一般的事項等告示」という。)及び鳥取県建設工事等紙入札執行要領(最終改正:平成19年10月22日)に定める事項を承知の上、応募すること。

平成29年12月27日

鳥取県知事 平井 伸治

発 注 業 務	業 務 名	平成29年度歴史的建造物調査委託業務			
	業 務 場 所	鳥取県境港市渡町			
	業 務 内 容	本業務は指定する歴史的建造物の調査測量を行い、平面図、立面図、断面図及び配置図を作成することを目的とする。			
	履 行 期 間	平成30年3月27日まで			
	発 注 業 種	補償関係コンサルタント業務			
	業 種	補償関係コンサルタント業務			
	予 定 価 格	8,724,240円(消費税及び地方消費税の額を含む。)			
	発 注 機 関	鳥取県教育委員会事務局文化財課			
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単 独 ・ 共 同 企 業 体 の 別	単 独		
		本 店 所 在 地	本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。(県内向け公募型入札)		
		入 札 参 加 資 格	補償コンサルタント業務		
		建 設 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	-		
		常 勤 全 技 術 者 数	-		
		資 格 技 術 者 数	県内業者においては、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知。以下「実施要綱」という。)別表第4に規定する発注業種に係るA級要件を満たし、かつ一級建築士を1名以上保有する者であること		
		同 種 業 務	-		
		同 種 業 務 実 績	-		
	配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	現 場 代 理 人	特 定 資 格	なし(用地調査等共通仕様書に定める者を配置すること)
				同 種 業 務 履 行 実 績	-
主 任 技 術 者			特 定 資 格	なし(用地調査等共通仕様書に定める者を配置すること)	
			同 種 業 務 履 行 実 績	-	
照 査 技 術 者			特 定 資 格	なし(用地調査等共通仕様書に定める者を配置すること)	
			同 種 業 務 履 行 実 績	-	
そ の 他	配置技術者及び担当技術者は、実施要綱に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。				
低 価 格 落 札 者 の 条 件	低 価 格 落 札 者 の 条 件				
	低 価 格 配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	当該業務の入札には成果品重点確認価格(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。)を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の低価格配置技術者を配置しなければならない。		
			現 場 代 理 人	特 定 資 格	補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は一級建築士のいずれかに該当する資格を有すること。
				同 種 業 務 履 行 実 績	-
			主 任 技 術 者	特 定 資 格	補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は一級建築士のいずれかに該当する資格を有すること。
				同 種 業 務 履 行 実 績	-
照 査 技 術 者			特 定 資 格	補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は一級建築士のいずれかに該当する資格を有すること。	
	同 種 業 務 履 行 実 績	-			

応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県教育委員会事務局文化財課	住所	鳥取市東町一丁目271番地							
			電話・FAX	0857-26-7525・0857-26-8128							
	入札閲覧設計書の交付方法	平成29年12月27日(水)から平成30年1月16日(火)までの間にインターネットのホームページ(文化財課ウェブサイト(http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkazai/))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、直接交付するので、平成29年12月27日(水)から平成30年1月11日(木)まで(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号))に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに電話で申し出ること。									
	入札参加書類	入札参加申込書(一般的事項等告示様式第1号)のうち、入札参加条件として必要な項目について記載とともに、必要な書類を添付すること。									
	持参書類	応募書類の記録の入札参加書類を提出する。									
	提出部数	1部									
郵送の可否	不可(開札の際に持参すること)										
入札手続	入札方式	紙入札									
	質問提出期限	平成30年1月5日(金)文化財課到着まで									
	回答期限	平成30年1月12日(金)まで									
	入札日時	平成30年1月17日(水) 午前10時30分から									
	開札日時	即時									
	開札場所	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎6階第2教育会議室									
	入札保証金	開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。									
	適用される制度	<p>1 成果品重点確認実施要綱</p> <p>(1) 成果品重点確認実施要綱第2条第6号に規定する低価格落札業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に低価格配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合はその者を失格とする。</p> <p>(2) 鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱等に係る鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の運用基準(平成20年5月27日付第200800025604号鳥取県県土整備部長通知)の規定により、落札予定者が低価格配置技術者調書を提出せず、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった場合、又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず、失格となった場合は、1か月間の資格停止とする。</p> <p>(3) 成果品重点確認価格の算定は、成果品重点確認実施要綱第4条及び成果品重点確認要綱に基づく成果品重点確認価格の算定について(平成19年7月31日付第200700067553号鳥取県県土整備部長通知)によるものとする。</p> <p>2 失格基準価格</p> <p>本件業務には、鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知)第2条第2号に規定する調査基準価格を失格基準価格として設定しており、これを下回った価格で入札を行なった者は失格とする。</p>									
	支払条件	単年度									
	業務関係図書の閲覧場所	鳥取県教育委員会事務局文化財課	住所	鳥取市東町一丁目271番地							
問い合わせ先	入札手続	鳥取県教育委員会事務局文化財課	住所	鳥取市東町一丁目271番地							
			電話	0857-26-7525							
	入札手続外	鳥取県教育委員会事務局文化財課	住所	鳥取市東町一丁目271番地							
			電話	0857-26-7525							
備考	<p>1 成果品重点確認実施要綱</p> <p>成果品重点確認価格を下回る低価格落札業務には、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 測量等業務の履行体制の確認</p> <p>低価格落札者が落札した測量等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注機関が共通仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。</p> <p>(2) 業務計画書の内容の聴取</p> <p>業務計画書を提出する際に、低価格落札者からその内容について聴取を行うこと。</p> <p>(3) 検査体制の強化</p> <p>鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号鳥取県県土整備部長通知)第5条第1項に規定する検査職員を必ず2名以上置くこと。</p> <p>(4) 業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号鳥取県県土整備部長通知)第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が低い場合の入札参加の制限</p> <p>当該低価格落札業務の発注業種の業務評定点が、測量業務又は補償関係コンサルタント業務にあたっては77点未満、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあたっては80点未満の場合には、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間は発注業種の測量等業務の入札に参加できない。</p> <table border="1" data-bbox="687 2053 1800 2373"> <thead> <tr> <th>委託対象設計金額</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後2月を経過する日までの間</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上</td> <td>通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日(休日を除く。)の正午までに提出するものとする。</p> <p>3 入札閲覧設計書に関する質問は、質問書(別添1)により郵送、持参又はファクシミリにおいてのみ受け付けるものとする。原則として電話による質問は受け付けられないものとする。なお、ファクシミリにより質問書を送信する場合は、必ず電話により受信確認を行うこと。</p> <p>4 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、インターネットのホームページ(文化財課ウェブサイト(http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkazai/))及び文化財課執務室前に積算条件情報として質問回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。</p>			委託対象設計金額	期間	1,000万円未満	県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間	1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後2月を経過する日までの間	5,000万円以上	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間
委託対象設計金額	期間										
1,000万円未満	県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間										
1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後2月を経過する日までの間										
5,000万円以上	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間										